

## 第 32 回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成 27 年 2 月 24 日 (火) 午後 1 時 30 分～2 時 30 分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 2 階大会議室

3 出席委員 (18 人)

会長	21 番	長根山	幸	男
会長職務代理者	20 番	宇名澤	秀	吉
委員	1 番	高 城	邦	夫 (遅参)
〃	2 番	浜 川	末	松
〃	3 番	西	松	蔵
〃	4 番	金 澤	秀	男
〃	6 番	長 根	君	子
〃	7 番	三本木	恒	廣
〃	8 番	北 村	トク	エ
〃	9 番	上 平	健	男
〃	10 番	大 井	一	男
〃	11 番	榎 谷	ナ	ミ (遅参)
〃	12 番	奥 寺	定	雄
〃	13 番	下 館	岩	吉 (遅参)
〃	14 番	里 村	勇	雄
〃	15 番	圃 田		勉
〃	16 番	木 村	總	蔵
〃	17 番	高屋敷	幸	雄

4 欠席委員 (2 人)

委員	5 番	館	紀	悦
〃	19 番	久保田	寿	克

5 欠員 (1 人) 18 番

6 日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法の適用外証明について
- 第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 議案第 5 号 農地等の生前一括贈与に係る贈与税納税猶予並びに不動産取得税徴収猶予の届出に関する証明願いについて
- 第 8 議案第 6 号 利用状況調査に係る農地・非農地の判定について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理に係る報告について

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長 関 向 一 男  
局長補佐 奥 寺 江美子  
主 査 高屋敷 裕 治  
主 任 佐々木 えり子

## 8 会議の概要

- 議長 ただ今から第 32 回洋野町農業委員会総会を開催いたします。  
本日の出席委員は、当席を含め 15 人であります。  
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
ただちに会議を開きます。

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、○番○○委員、○番○○委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕  
○議長 異議なしと認め、両人を指名します。

### ◎会期の決定

- 議長 日程第 2 会期の決定を行います。  
会期は 1 日限りとすることに、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕  
○議長 異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日限りといたします。

### ◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長 それでは議事に入ります。日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 1 番から番号 7 番を一括上程いたします。  
詳細について、事務局より説明させます。  
○事務局 議長。  
○議長 局長。  
○事務局 お配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
申請人から提出のありました農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 1 番から番号 7 番について、本委員会の議決を求めるものであります。  
番号 1 番の申請ですが、許可を受けようとする農地の所在 洋野町○○第○地割字○○番○、地目 現況 畑、面積 896 平方メートルを、洋野町○○第○地割○番地○ ○○さん、洋野町○○第○地割○番地○ ○○○○さんから、売買により所有権移転を行い、耕地を拡張しようとするものであります。  
当該土地への現地調査は 2 月 16 日に○○委員、○○委員により行っております。

総会提出資料1ページから4ページをご覧ください。

1ページは位置図と現況写真であります。写真は、○側の道路から○側方向を写したものであります。2ページは公図、3ページ4ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

議案書1ページに戻りまして、番号2番の申請であります。許可を受けようとする農地の所在 洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 畑、面積 3,055 平方メートルを、洋野町○○第○地割○番地○ ○○○○さんが、親戚である、洋野町○○第○地割○番地○ ○○○○さんから、売買により所有権移転を行い、耕地を拡張しようとするものであります。

当該土地への現地調査は2月16日に○○委員、○○委員により行っております。

総会提出資料5ページから8ページをご覧ください。

5ページは位置図と現況写真であります。写真は、○側の道路から○方向を写したものであります。6ページは公図、7ページ8ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

議案書2ページをお願いします。

番号3番の申請であります。許可を受けようとする農地の所在 洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 533 平方メートル、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 669 平方メートル、合計2筆 1,202 平方メートルを、洋野町○○第○地割○番地○ ○○○○さんが、岩手県○○市○○○番○号 ○○○○さんから、国土交通省起業八戸久慈道路の代替え地として買い受けようとするものであります。

当該土地への現地調査は2月16日に○○委員、○○委員により行っております。

総会提出資料9ページから12ページをご覧ください。

9ページは位置図と現況写真であります。写真①は○側の道路から○方向を、写真②は○側から○方向を写したものであります。10ページは公図、11ページ12ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

議案書2ページに戻りまして、番号4番の申請であります。許可を受けようとする農地の所在 洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 1,341 平方メートルを、洋野町○○第○地割○番地○ ○○○○さんが、岩手県○○市○○○番○号 ○○○○さんから、国土交通省起業八戸久慈道路の代替え地として買い受けようとするものであります。

当該土地への現地調査は2月16日に○○委員、○○委員により行っております。

総会提出資料13ページから16ページをご覧ください。

13ページは位置図と現況写真であります。写真は○側の道路から○方向を写したものであります。14ページは公図、15ページ16ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

次に議案書3ページをお願いいたします。

番号5番の申請であります。許可を受けようとする農地の所在 洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 1,193 平方メートル、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 1,582 平方メートル、合計2筆 2,775 平方メートルを、洋野町○○第○地割○番地○ ○○○○さんが、洋野町○○第○地割○番地○ ○○○○さんから、新たに農業

経営を行うため借入れようとするものであります。

当該土地への現地調査は2月16日に〇〇委員、〇〇委員により行っております。

総会提出資料17ページから21ページをご覧ください。

17ページは位置図と現況写真であります。写真①は〇側から〇方向、写真②は〇側から〇方向を写したものであります。18ページは公図、19ページは営農計画書、20ページ21ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

議案書3ページに戻りまして、番号6番の申請であります。許可を受けようとする農地の所在 洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番〇、地目 田、面積932平方メートルを洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇さんが、岩手県〇〇市〇〇〇番〇号 〇〇〇〇さんから、国土交通省起業八戸久慈道路の代替え地として買い受けようとするものであります。

当該土地への現地調査は2月16日に〇〇委員、〇〇委員により行っております。

総会提出資料22ページから26ページをご覧ください。

22ページは位置図と現況写真であります。写真は〇側から〇方向を写したものであります。23ページは公図、24ページは営農計画書、25ページ26ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

次に議案書4ページをご覧ください。

番号7番の申請であります。許可を受けようとする農地の所在 洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番、地目 田、面積2,122平方メートル、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番〇、地目 田、面積151平方メートル、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番〇、地目 田、面積724平方メートル、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番〇、地目 田、面積1,715平方メートル、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番〇、地目 田、面積6,570平方メートル、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇番、地目 畑、面積11,163平方メートル、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番、地目 畑、面積5,201平方メートル、合計7筆27,646平方メートルを、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇さん持分3分の1、同じく〇〇〇〇さん持分3分の1、同じく〇〇〇〇さん持分3分の1が、親戚である、東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんから、贈与により所有権移転しようとするものであります。譲受人は、譲渡人が遠方に居住していることから耕作ができないため、以前より牧草地として使用していたものであります。

当該土地への現地調査は2月16日に〇〇委員、〇〇委員により行っております。

総会提出資料27ページから33ページをご覧ください。

27ページは位置図、28ページは現況写真であります。①の写真は、〇方向から〇方向、②の写真は〇方向から〇方向、③の写真は〇方向から〇方向、④の写真は〇方向から〇方向、⑤の写真は〇から〇方向、⑥の写真は〇方向から〇方向を写したものであります。29、30、31ページは公図、32ページ33ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました担当委員から、ご意見等ございませんか。

(「ありません」の声)

○議長 これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、議案第1号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号7番は、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第1号は申請どおり許可することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 議事に入ります。日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号4番を一括上程いたします。

詳細について、事務局より説明させます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

( ○番〇〇委員、○番〇〇委員、○番〇〇委員遅参 )

○事務局 議案書5ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号4番について、ご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第5条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたり、係る意見をお願いするものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇〇番〇、地目 畑、面積 682 平方メートルを、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇さんが、洋野町〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇さんから、売買により、隣接している譲受人の駐車場として使用するため転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は2月16日に〇〇委員、〇〇委員により行っております。

総会提出資料34ページから40ページをご覧ください。

34ページは位置図と現況写真であります。写真は申請地の南西側の道路から北東方向を写したものであります。35ページは公図、36ページは申請地の地番・地目及び隣接地の土地の状況を表示する図面であります。37ページは配置図、38ページは転用事業計画書であります。

当該土地は役場〇〇庁舎から〇に約〇kmの位置にあり、周囲は宅地と道路に囲まれ、位置的な問題はないものと思われま。

39、40ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり添付する意見書になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地に該当していないことを確認しております。また、第2種農地に分類され、農地の種類と転用目的は問題ないと考えられます。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであり、問題がないと考えます。

次に議案書5ページに戻りまして、番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番〇、地目 田、面積 1,911 平方メートルを、洋野

町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇さんが、洋野町〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇さんから、売買により太陽光発電システムを設置するため転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は2月16日に〇〇委員、〇〇委員により行っております。

総会提出資料41ページから48ページをご覧ください。

41ページは位置図と現況写真であります。写真は申請地の〇側から写したものであります。42ページは公図、43ページは申請地の地番・地目及び隣接地の利用状況を表示する図面であります。44ページは配置図、45ページはパネル取付架台の図面、46ページは事業計画書であります。ソーラーパネル196枚、49列を設置しようとするもので、用地については造成は行わず、現状の地盤に設置する計画となっております。

当該土地は役場種市庁舎から南東に約6kmの位置にあり、南側が畑、他の三方は道路、鉄道用地、山林になっており、位置的な問題はないものと思われます。

47、48ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり添付する意見書になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地に該当していないことを確認しております。また、第2種農地に分類され、農地の種類と転用目的は問題ないと考えられます。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであり、問題がないと考えます。

次に、議案書6ページをご覧ください。番号3番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番〇、地目 田、面積1,754平方メートルを、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇さんが、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇さんから、使用貸借により、岩手県起業八木地区海岸防潮堤築造工事に必要な資材置場及び工事車両用駐車場として一時転用しようとするものであります。期間は、許可の日から平成28年3月7日までとなっております。また、現地にはすでに鉄板が敷設され、無断転用となっていることから、始末書が提出されております。

当該土地への現地調査は2月16日に〇〇委員、〇〇委員により行っております。

総会提出資料49ページから55ページをご覧ください。

49ページは位置図と現況写真であります。写真は申請地の〇側の国道から〇方向を写したものであります。50ページは公図、51ページは申請地の地番・地目及び隣接地の土地の状況を表示する図面であります。52ページは配置図、53ページは転用事業計画書であります。

当該土地は役場〇〇庁舎から〇に約〇kmの位置にあり、岩手県起業八木地区海岸防潮堤築造工事のための資材置場等に使用するものであり、併せて、隣接する農地も工事車両用通路として使用することから、位置的な問題はないものと思われます。

54、55ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり添付する意見書になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地の一時転用であり、転用目的は問題ないと考えられます。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであり、問題がないと考えます。

議案書6ページにお戻り願います。

番号4番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番〇、地目 畑、面積696平方メートル、洋野町〇第〇地割字〇〇〇番、地目 畑、面積877平方メートル、合計2筆1,573平方メートルを、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇

さんが、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇さんから、使用貸借により、岩手県起業八木地区海岸防潮堤築造工事に必要な資材置場等への通路として一時転用しようとするものであります。期間は、許可の日から平成28年3月7日までとなっております。また、現地にはすでに鉄板が敷設され、無断転用となっていることから、始末書が提出されております。

当該土地への現地調査は2月16日に〇〇委員、〇〇委員により行っております。

総会提出資料56ページから62ページをご覧願います。

56ページは位置図と現況写真であります。①の写真は申請地の〇側から〇方向、②の写真は〇側から〇方向を写したものであります。57ページは公図、58ページは申請地の地番・地目及び隣接地の土地の状況を表示する図面であります。59ページは配置図、60ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、役場〇〇庁舎から〇に約〇kmの位置にあり、岩手県起業八木地区海岸防潮堤築造工事のための資材置場等への通路として使用するものであり、位置的な問題はないものと思われまます。

61、62ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり添付する意見書になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地に該当していないことを確認しております。また、第2種農地に分類され、農地の種類と転用目的は問題ないと考えられます。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであり、問題がないと考えます。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました担当委員から、ご意見等ございませんか。

(「ありません」の声)

○議長 これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、議案第2号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号4番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第2号は申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第5 議案第3号 農地法の適用外証明について番号1番を上程いたします。

詳細について、事務局より説明させます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第3号 農地法の適用外証明について、ご説明いたします。

登記簿の地目が農地であります。農地以外の目的に供され、農地法の適用外である旨の証明願が提出されましたので、本委員会の議決を求めるものであります。

番号1番ですが、土地の表示は、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇番〇、地目 採草放牧地、面積10,948平方メートルであります。願出人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇〇〇〇氏であります。農地以外の目的に供されるに至った時期及び理由ですが、時期については、昭和52年2月1日で、理由については、牛を飼育するために畜舎、看視舎を建築し、現在に至っているものであります。

総会提出資料63ページから66ページをご覧ください。

63ページは位置図と現況写真であります。①の写真は、〇側の道路から〇側に、②の写真は申請地の中央付近から〇側に向かって写したものであります。64ページは公図、65、66ページは建物の登記図面あります。

当該土地への現地調査は2月16日に〇〇委員、〇〇委員により行っております。

適用外証明の範囲につきましては、いろいろ要件がありますが、その中で、今回の例は、昭和52年頃に当時の岩手県農地開発公社が草地造成、畜舎等建築し、牧場として利用しており地目変更の必要がなかったところであり、建築当時から38年間経過していることから、農地以外になってから20年以上の長年月を経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるものの要件に該当すると思われるものであります。

以上、説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 農地法の適用外証明について、番号1番は、願出のとおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、議案第2号は、願出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。

詳細について、事務局より説明させます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定について本委員会の審査決定を、洋野町長より求められたもので、利用権設定 4 件の審議をお願いするものであります。

なお、町長からの通知書の写しは、総会提出資料 67 ページにありますので、後刻ご覧ください。

9 ページをお願いします。

9 ページは農用地利用集積計画総括表であります。利用権設定は 4 件となっております。詳細につきましては、第 1 利用権設定関係の 1 各筆明細以降で説明いたします。

10 ページをお願いします。

まず、1 件目であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 氏名 ○○○○さん 住所 洋野町○○第○地割○番地、利用権を設定する者の氏名及び住所 氏名 ○○○○さん 住所 東京都○○区○○○-○-○、利用権を設定する土地 洋野町○○第○地割○番、地目 畑、面積 2,700 平方メートル、洋野町○○第○地割○番○、地目 畑、面積 9,187 平方メートル、洋野町○○第○地割○番○、地目 畑、面積 2,294 平方メートル、洋野町○○第○地割○番○、地目 田、面積 3,682 平方メートル、洋野町○○第○地割○番○、地目 畑、面積 3,630 平方メートル、洋野町○○第○地割○番○、地目 畑、面積 3,056 平方メートル、洋野町○○第○地割○番○、地目 田、面積 861 平方メートル、合計 7 筆 25,410 平方メートルであります。

設定する利用権はいずれも同じでありまして、利用権の種類は使用貸借、内容は牧草、始期は平成 27 年 4 月 1 日、存続期間は平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

11 ページの 2 共通事項は省略し、12 ページの 3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等ですが、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

13 ページをお願いします。

2 件目であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 氏名 ○○○○さん 住所 洋野町○○○-○、利用権を設定する者の氏名及び住所 氏名 ○○○○さん 住所 洋野町○○○-○、利用権を設定する土地 洋野町○○第○地割○-○、地目 畑、面積 20,954 平方メートル、洋野町○○第○地割○-○、地目 畑、面積 12,141 平方メートル、合計 2 筆 33,095 平方メートルであります。設定する利用権はいずれも同じでありまして、利用権の種類は使用貸借、内容は牧草、始期は平成 27 年 4 月 1 日、存続期間は平成 37 年 3 月 31 日までの 10 年間であります。

14 ページの 2 共通事項は省略し、15 ページの 3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等ですが、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。なお、16 ページには共有者の同意書の写しを添付しております。

17 ページをお願いします。

3 件目であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 氏名 ○○○○さん 住所 洋野町○○○-○、利用権を設定する者の氏名及び住所 氏名 ○○○○さん 住所 洋野町○○○-○-○、利用権を設定する土地 洋野町○○第○地割○-○、地目 田、面積 1,420 平方メートル、洋野町○第○地割○、地目 田、面積 3,233 平方メートル、合計 2 筆 4,653 平方メートル、設定する利用権はいずれも同じでありまして、利用権の種類は使用貸借、

内容は稲作、始期は平成 27 年 3 月 1 日、存続期間は平成 32 年 2 月 29 日までの 5 年間であります。

18 ページの 2 共通事項は省略し、19 ページの 3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等ですが、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

20 ページをお願いします。

4 件目であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 氏名 ○○○○さん 住所 洋野町○○○-○、利用権を設定する者の氏名及び住所 氏名 ○○○○さん 住所 洋野町○○○-○-○、利用権を設定する土地 洋野町○○第○地割○-○、地目 田、面積 3,524 平方メートル、設定する利用権、利用権の種類は賃貸借、内容は稲作、始期は平成 27 年 3 月 1 日、存続期間は平成 32 年 2 月 29 日までの 5 年間、借賃は 10 アール当たり年額 10,000 円、借賃の支払方法は現金払いによるものであります。

21 ページの 2 共通事項は省略し、22 ページの 3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等ですが、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたしました。

### ◎議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第 7 議案第 5 号 農地等の生前一括贈与に係る贈与税納税猶予並びに不動産取得税徴収猶予の届出に関する証明願について上程いたします。

詳細について、事務局より説明させます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書 23 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農地等の生前一括贈与にかかる贈与税納税猶予並びに不動産取得税徴収猶予の届出に関する証明願についてご説明いたします。

租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による贈与税の納税猶予並びに地方税法附則第 12 条第 1 項の規定による不動産取得税の徴収猶予の適用を受けるため証明願が提出されましたので、その証明を行うものであります。

表になりますが、1 引き続き農業経営を行っている等の証明願の継続分であります。

番号1番、申請人の住所氏名 洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇〇〇さん、番号2番、申請人の住所氏名 洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇さん、番号3番、申請人の住所氏名 洋野町〇第〇地割〇番地 〇〇〇〇さん、番号4番、申請人の住所氏名 洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇さん、番号5番、申請人の住所氏名 洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇さん、番号6番、申請人の住所氏名 洋野町〇第〇地割〇番地 〇〇〇〇さん。以上6名であります。よろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。これより番号1番2番と番号4番5番6番の質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

番号1番2番、4番5番6番は証明願いのとおり証明することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、番号1番2番、4番5番6番は証明願いのとおり証明することに決定いたしました。

○議長 ここで、〇番〇〇委員は退席願います。

(〇〇委員退席)

○議長 3番についての質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

番号3は証明願いのとおり証明することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、番号3番は証明願いのとおり証明することに決定いたしました。

○議長 ここで〇〇委員の入場を認めます。

.....

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第8 議案第6号 利用状況調査に係る農地・非農地の判定について、番号1番から3番を一括上程いたします。

詳細について事務局より説明させます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書24ページをご覧ください。

議案第6号 利用状況調査に係る農地・非農地の判定について、番号1番から3番に

ついてご説明いたします。

農地法第30条第1項に基づく、利用状況調査を行った結果について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの農地・非農地の判定を求めるものであります。

委員皆様から9月から10月にかけて実施していただきました利用状況調査の結果に基づいて、B分類の再生利用が困難と見込まれる農地について、平成26年11月に担当地区委員と事務局にて再度現地確認を実施し、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、また周囲の状況から見てその土地を農地として復元できても継続して利用することができないと見込まれるものについて、所有者に対して非農地判定に係る利用意向調査を実施しましたところ、3筆9,910平方メートルについて、非農地とすることに異議がない旨の回答がありました。今回この3筆について、非農地としてよろしいか、ご意見を伺うものであります。

総会提出資料68ページに現況写真を添付しておりますので、ご参照願います。

以上説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。議案第6号 利用状況調査に係るに係る農地・非農地の判定について、番号1番から3番を非農地と判定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第6号は、非農地と判定することに決定いたしました。

### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長 次に、日程第9 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について上程いたします。

事務局より説明させます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書25ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告書について、番号1番から5番についてご説明いたします。以下、敬称は省略させていただきます。

番号1番、届出年月日 平成27年1月23日、届出者住所・氏名 岩手県〇〇市〇〇〇番地〇〇〇〇、届出土地 現況地目 畑1筆、面積509平方メートル、権利を取得した年月日 平成26年12月10日、権利を取得した事由 相続、あつせん希望の有無 無、受理通知書送付年月日 平成27年2月3日であります。

番号2番、届出年月日 平成27年1月23日、届出者住所・氏名 洋野町〇〇第〇地割〇番地〇〇〇〇、届出土地 現況地目 畑3筆、面積4,422平方メートル、権利を取得した年月日 平成26年12月10日 権利を取得した事由 相続、あつせん希望の有無 無、受理通知書送付年月日 平成27年2月3日であります。

番号3番、届出年月日 平成27年1月23日、届出者住所・氏名 洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇〇〇、届出土地 現況地目 畑1筆、面積366平方メートル、権利を取得した年月日 平成26年2月20日、権利を取得した事由 相続、あっせん希望の有無 無、受理通知書送付年月日 平成27年2月3日であります。

番号4番、届出年月日 平成27年1月23日、届出者住所・氏名 洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇〇〇、届出土地 現況地目 畑2筆、面積23,428平方メートル、権利を取得した年月日 平成26年12月3日、権利を取得した事由 時効取得、あっせん希望の有無 無、受理通知書送付年月日 平成27年2月3日であります。

番号5番、届出年月日 平成27年1月23日、届出者住所・氏名 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇、届出土地 現況地目 畑1筆、面積1,270平方メートル、権利を取得した年月日 平成26年12月30日、権利を取得した事由 相続、あっせん希望の有無 無、受理通知書送付年月日 平成27年2月3日であります。

関係資料は、総会提出資料69ページから73ページとなっておりますので、後刻、ご覧いただきたいと思っております。

以上、報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」の声）

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、終わります。

○議長 委員皆様のご協力に対し厚くお礼申し上げます。

これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第32回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。